

「しずおかこども幸せプラン」(案) に対する
県民意見 (パブリックコメント) への対応について

1 県民意見提出手続期間

令和6年12月25日(水)～令和7年1月22日(水)

2 意見件数等

4者 4件

3 意見の対応区分

区分	対応	パブコメ
A	御意見を踏まえて計画に反映する	3
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	0
C	御意見の内容については業務の参考とする	1
その他	計画本文以外に関する御意見	0
合計		4

4 御意見に基づく対応

※御意見全文は別添「県民意見対応表のとおり」

御意見(概要)	区分	修正等対応
子どもの表記について(計画案22ページ)	A	「こども」に修正。(こども未来課)
病児保育についての御意見・御相談	C	病児保育施設等は、現在、26市町103か所あり、多様な保育サービスを提供できるよう施設の充実を図っている。必要となる保育士や看護師を確保できるように保育所や認定こども園等に支援し、施設の利便性の向上にも努め、多くの子育て家庭の個別事情に対応できるように引き続き努める。(こども未来課)
子ども(妊婦を含む)の健康・保健に関連する箇所、子ども(妊婦を含む)への受動喫煙の防止について記載すべき。	A	「プレコンセプションケアの推進」、「乳幼児健康診査への支援」(再掲を含む。)及び「学校保健の推進」の「健康教育の充実」に「具体的な取組」として追記。(こども家庭課・健康増進課)
ネット依存度判定システムの結果について、3つの指標を用いた複合的なリスク判定について、科学的な知見(論文等)が存在するという情報を持ち合わせていない。科学的な根拠を持って判定・記載するべきである。	A	「国際的に利用されているKスケールや、IATの質問項目を使い「高リスク」、「中リスク」、「リスクなし」の判定結果を表示するが、これは、あくまで目安であり、医療的判定ではない。」と追記。(社会教育課)

しずおかこども幸せプラン（案）に対する意見対応表

- (1) 意見提出期間
- 県民意見提出手続（パブリックコメント）： 令和6年12月25日（水）～令和7年1月22日（水）
- (2) 意見提出結果

- (3) 提出された意見に対する回答・対応（下表対応区分に表示）

対応区分	対応
A	御意見の趣旨を踏まえて計画に反映する
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む
C	御意見の内容については業務の参考とする
その他	計画本文以外に関する御意見

No.	計画案ページ	項目	意 見	対応区分	回答・対応	所管課
1	P 22	表記について	22ページ、下から4行目 子どもの表記は、正しいのか？	A	「こども」に修正しました。	こども未来課
2	—	病児保育について	こどもしあわせプランを作成中とのことですね。 とても良いことだと思います。この頃インフルエンザが流行しており、親が感染し、親から子供に感染してしまいました。ただ今 冬休みに入りましたが、お休み直前のことです。親が5日間の出勤停止になり休みを取り、その後子供が感染してしまい、1ヶ月に10日間ほど休むことになりました。現在、祖父母も忙しく職業を持っている状態ですので、どこも預かってくれる場所が無くて本当に困りました。学童保育も断られてしまいました。冬休みになっても同じことが起きているのではないのでしょうか？そんな時は、皆さんどうしているのでしょうか？県の方でもお考えいただけるかと子育て中の保護者は助かるのではないのでしょうか？ 頂いた標題の意見等には関係ないかもしれませんが、もし、アドバイスを頂けましたら嬉しく思います。	C	病児保育施設等は、現在、26市町103か所あり、多様な保育サービスを提供できるよう施設の充実を図っているところです。必要となる保育士や看護師を確保できるように保育所や認定こども園等に支援し、施設の利便性の向上にも努め、多くの子育て家庭の個別事情に対応できるように引き続き努めていきます。	こども未来課
3	P 34～ P 82～	健康記載箇所に ついて	子ども（妊婦を含む）の健康・保健に関連する箇所には、子ども（妊婦を含む）への受動喫煙の危害について触れられていないようですが、子ども（妊婦を含む）のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。（子どもたち（妊婦を含む）の受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） （1）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 （2）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 ※内閣府が2022年に行った「タバコ対策に関する世論調査」 https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf でも、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は35.9%でした。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。 （3）都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。（貴県には受動喫煙防止条例が制定されているのですから、その内容項目をもっと援用して具体的に本プランに記載すべきかと思います、、） 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 （4）子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。 https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス（バレンクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのこと。	A	計画内、以下の項目の「具体的な取組」に、喫煙・受動喫煙リスクと周知について記載しました。 ・「ア プレコンセプションケアの推進」（再掲含む） ・「エ 乳幼児健康診査への支援」（再掲を含む） ・「学校保健の推進」の「ウ 健康教育の充実」	こども家庭課 健康増進課
4	P228	ネット依存対策 について	○ネット依存度判定システムの結果について ネット依存判定システムについては、(Y)DQ、K-システム、IATを用いて「中リスク」「高リスク」等と判定しているが、上記3つの指標を用いた複合的なリスク判定について、科学的な知見（論文等）が存在するという情報を持ち合わせていない。科学的な根拠を持って判定・記載するべきである	A	資料2 こどもと家庭を取り巻く環境(4)デジタル社会の説明内容に、「国際的に利用されているKスケールや、IATの質問項目を使い「高リスク」、「中リスク」、「リスクなし」の判定結果を表示するが、これは、あくまで目安であり、医療的判定ではない。」と追記しました。	社会教育課